

I. 都市計画マスタープランの基本的事項

【本編該当箇所】 p. 2~3

- 根拠法：都市計画法第18条の2
- 長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画（今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針）

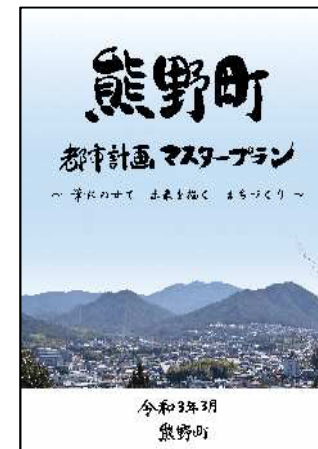
■ 計画対象区域

- 都市計画区域（本町全域）

■ 目標年次

- 令和12年（2030年）
※概ね20年後の令和22年（2040年）を展望

「※熊野町の現状と課題」（本編該当箇所p. 5~49）は、参考資料 1 参照



III. まちづくりの目標 — 1. 熊野町の基本理念と目指す姿

【本編該当箇所】 p. 52~54

■ 都市計画マスタープランにおける将来都市像

『 筆にのせて 未来を描く まちづくり 』

■ 主旨

本町のシンボルであり、町民の暮らしを支えてきた筆（宝）を大切にし、筆とともに町と町民の夢（未来）を描くまちづくりを目指します。

これからのまちづくりは、人口減少や災害の激甚化、感染症の世界的な蔓延など、これまで経験したことのない社会経済情勢に対応しながら取り組んでいくことが求められます。

かつて、平地の少ない熊野村では、農業だけでは生活が苦しかった時代がありました。そのような中、若い村人たちが当時筆づくりの進んでいた地域から技術を習い、筆づくりの技が根づいていったといわれています。その後も戦争による影響で生産量の落ち込みなども経験してきましたが、幾度となく逆境を乗り越えてきました。

本町には、このように困難に立ち向かう底力があることを糧として、未曾有の事態においても、筆のように一本の筋の通った未来を描き、しなやかなまちづくりを目指します。

■ まちづくりの目標

【 まちづくりの課題 】

課題1
平成30年7月豪雨の教訓を生かした
災害に強いまちづくり

課題2
社会動向に応じた土地利用の適切な誘導

課題3
地区内道路の改善と
広域交通ネットワークの強化

課題4
良好かつ持続可能な居住環境の形成

課題5
自然環境の保全の推進と
公共空間の活用・管理

【 まちづくりの目標 】

目標1
安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

目標2
コンパクト+ネットワーク型のまちづくり

目標3
活力・魅力満ちあふれるまちづくり

目標4
人と自然が調和する美しいまちづくり

目標5
住民主体のまちづくり

(1) 基本的な考え方

- 地域特性や行動圏域をふまえ、「**西部地域・中央地域・東部地域**」の**3地域4区分**を設定
- 地域ごとに中心となる拠点を配置
 - **中央地域：都市拠点**
 - **西部地域・東部地域：地域活動拠点**
- 周辺地域との連携を図るため、交通ネットワークを支える**2つの連携軸**を配置
- 周囲を山々に囲まれ、山麓に田園集落、さらに中心部に市街地が形成された都市構造を守り、ゾーンごとの特性・役割を活かした持続可能なまちづくりを推進する。
- 将来の人口推計に応じた適正な規模の都市形成

■コンパクト・プラス・ネットワークの都市空間イメージ



■地域区分と拠点の位置



(2) 拠点の設定

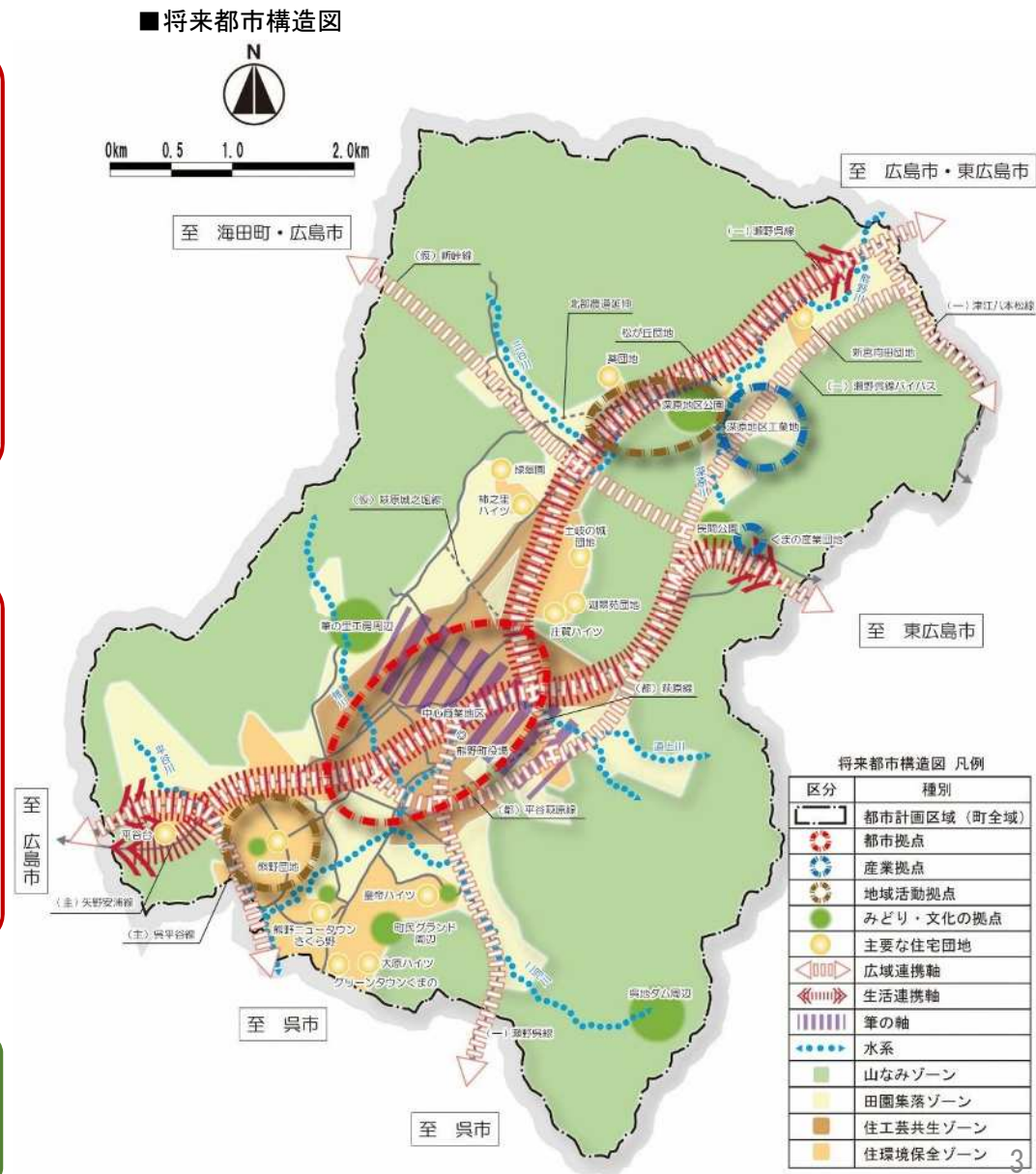
都市拠点	町役場を中心に商業地一帯
地域活動拠点	熊野団地周辺、 深原地区公園周辺
産業拠点	(一) 瀬野呉線バイパス沿線、 深原地区、くまの産業団地
みどり・文化の拠点	深原地区公園、筆の里工房周辺、 町民グランド周辺、呉地ダム、 都市緑地

(3) 軸の設定

広域連携軸	(主) 矢野安浦線、(主) 呉平谷線、 (一) 瀬野呉線、(主) 矢野安浦線バイパス、 (一) 瀬野呉線バイパス
生活連携軸	(主) 矢野安浦線、 (一) 瀬野呉線
筆の軸	筆の里工房～中心商業地区

(4) ゾーンの設定

山なみゾーン	住工芸共生ゾーン
田園集落ゾーン	住環境保全ゾーン



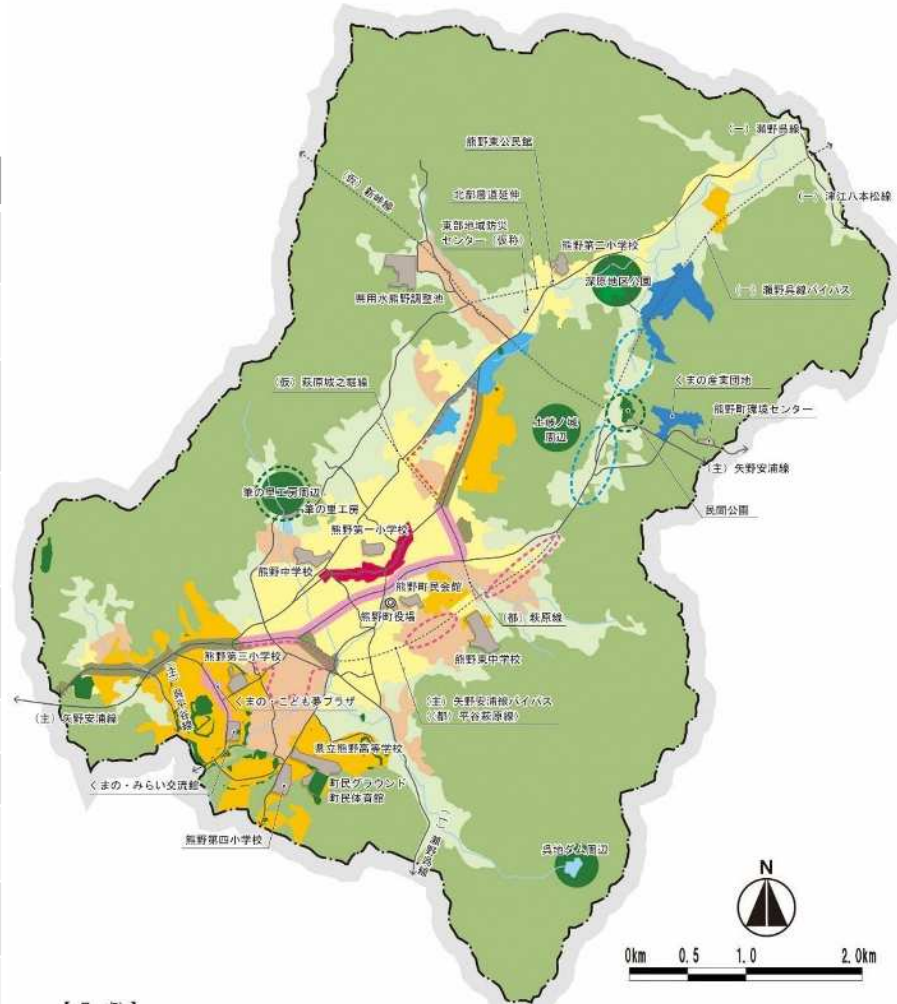
2) 都市づくりの基本方針

② 土地利用の方針

■土地利用区分及び地域イメージ

土地利用区分		地域のイメージ
住宅地	専用住宅地	低層及び中層住宅地として、良好な住環境を保護する地区
	一般住宅地	家内工業（熊野筆製造）との共生を図りつつ、主として住宅地としての環境を保護する地区
商業・業務地	中心商業・業務地	町民にとって中心地としてふさわしいにぎわい形成と、商業・業務、観光、公共公益、文化施設等の集積を図る地区
	最寄り商業地	まとまりのある住宅地内において、その周辺住民にとってある程度の商業集積を図ることが適当な地区
	沿道サービス施設用地	住宅地としての環境を保護しつつ、家内工業（熊野筆製造）との共生及び沿道サービス施設の誘導を図る地区
工業地	工業地	工業施設及び関連産業施設を誘導する地区
	軽工業地	流通業務施設や軽工業施設を配置する地区
その他の施設用地	主要公共施設	学校等の教育施設、地域交流活動等の公共施設及び処理施設等が立地する地区
	公園・レクリエーション地	大規模な公園・緑地やその他のスポーツレクリエーションの利用を図る地区
田園住宅地		営農環境の保護・育成に配慮しつつ、ある程度の宅地化を許容し、ゆとりある田園住宅地として育成する地区
農地		集落の活性化にも配慮しつつ、農地の確保を図る地区
自然緑地		市街地環境を守り、緑地空間の保全及び地球環境の保全を図る地区

■土地利用方針図



【凡例】

記号	種別	記号	種別	記号	種別
[Yellow Box]	専用住宅地（低・中層）	[Blue Box]	軽工業地	[Dashed Circle]	道路整備に対応した市街地検討地区
[Light Yellow Box]	一般住宅地	[Brown Box]	主要公共施設	[Dashed Square]	道路整備に対応した産業誘導地区
[Pink Box]	中心商業・業務地	[Green Circle]	公園・レクリエーション地	[Dashed Triangle]	観光・レクリエーション構想地区
[Red Box]	最寄り商業地	[Orange Box]	田園居住区	[Dashed Diamond]	住共生地区
[Light Green Box]	沿道サービス施設用地	[Light Green Box]	農地	[Blue Line]	河川・ダム・池
[Dark Green Box]	工業地	[Light Green Box]	自然緑地	[Dashed Line]	道路（既存）/ 道路（新設）
[Black Box]		[Black Box]		[Black Box]	都市計画区域

● 基本的な考え方 ➤ 都市づくりの基本方針

(1) 自然災害に強い土地利用の方針

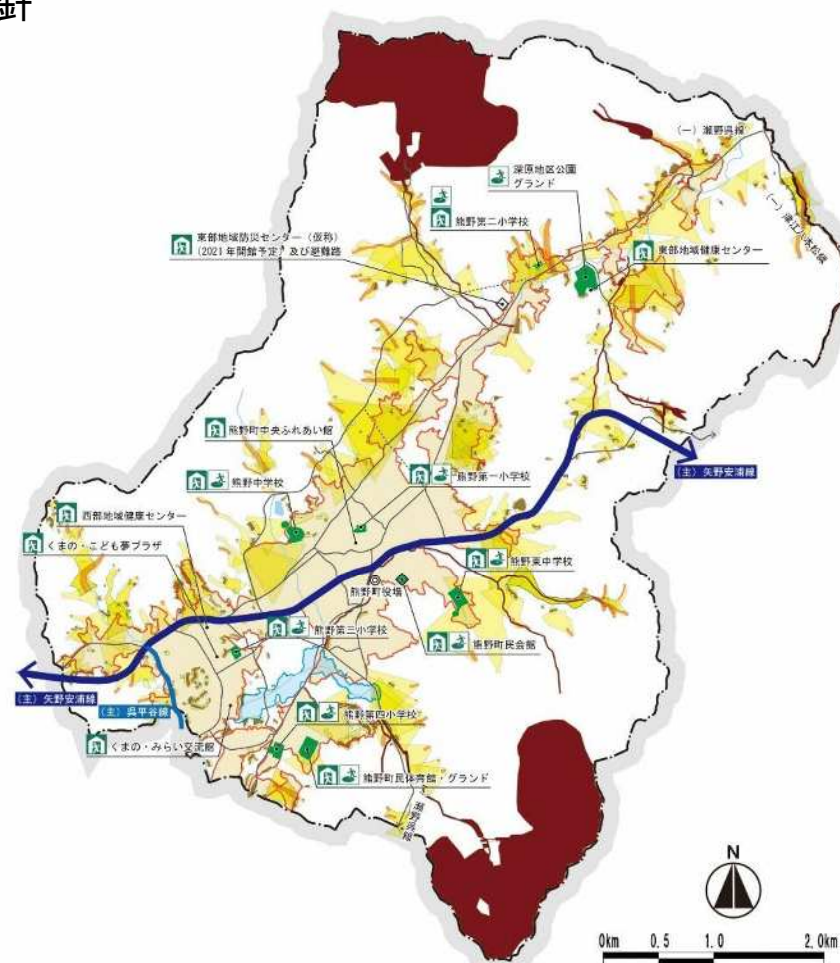
- 誰もが安心して居住することのできる災害に強い都市を目指し、災害の未然防止、災害による被害の軽減等のハード整備とソフト施策を組み合わせ、災害に強いまちづくりを推進する。
 - **安全な市街地への居住・都市機能の誘導**

(2) 防災・減災対策の強化方針

- 市街地内における危険区域の改善、公共公益施設等の安全性の向上、避難場所の確保、熊野町国土強靱化計画の早期の実現を図る。
- デジタル技術を活用した防災情報発信や啓発、ハザードマップの活用促進や避難訓練の実施等
 - 市街地内の危険地区の改善
 - 市街地における避難場所の確保
 - 建築物・都市施設の安全性・レジリエンスの向上
 - 自然災害からの安全性の確保

(3) 安全で安心な道路空間の整備方針

- 幹線道路の安全性向上と生活道路空間における危険箇所対策
 - 幹線道路の歩行者空間及びバイパス整備
 - 生活道路空間における危険箇所対策



【凡例】

	指定避難所		土石流警戒区域		河川・ダム・池
	指定緊急避難場所		土石流特別警戒区域		市街化区域
	第1次緊急輸送道路		急傾斜地警戒区域		都市計画区域
	第2次緊急輸送道路		急傾斜地特別警戒区域		砂防指定地
	主要道路		洪水浸水想定区域		

防災・減災まちづくりの方針図

● 基本的な考え方 ▶ 都市づくりの基本方針

(1) 主要な都市機能の維持・整備方針

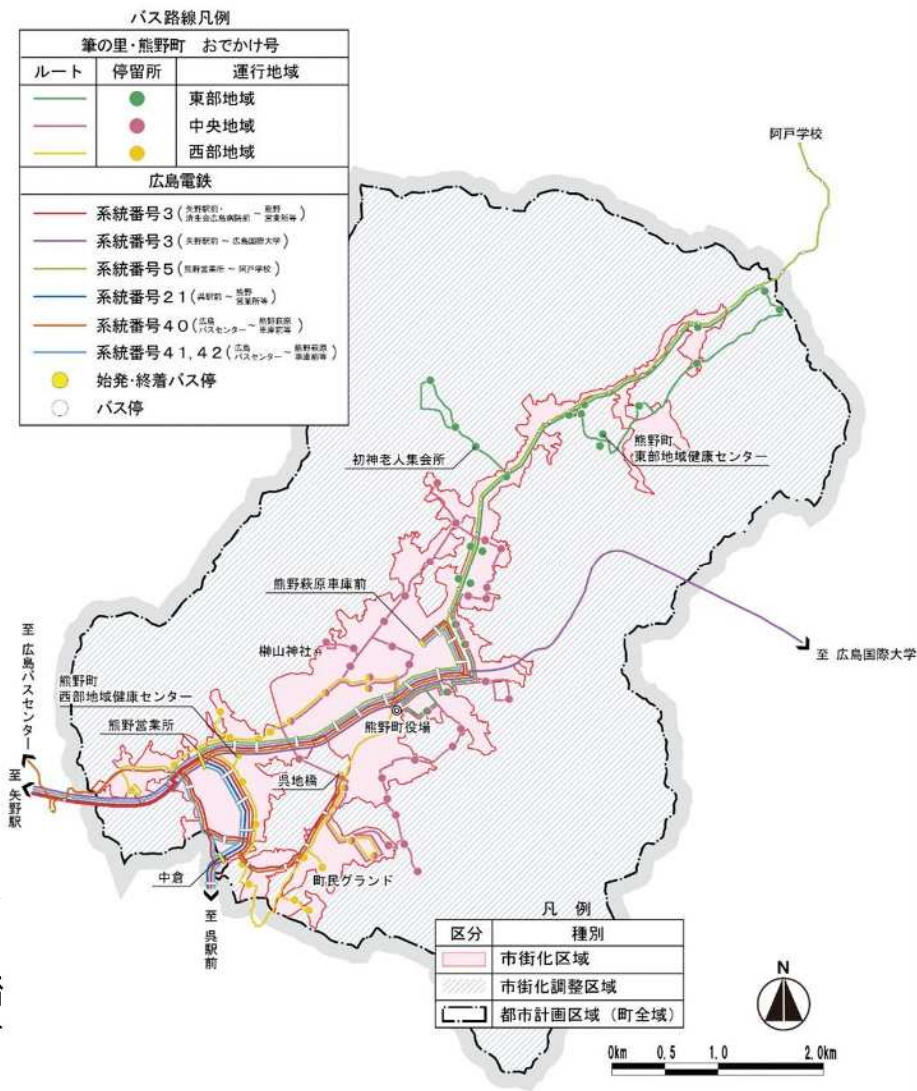
- 地域拠点都市として、用途地域が指定された区域を中心に周辺の市街化調整区域の集落に暮らす人々を含めた地域住民の生活を支える役割を担う。
- 既存ストックを活かした拠点への都市機能集約
- 広島圏域の市町と都市機能の適切な分担
 - ▶ 町内に必要な都市機能の維持・確保

(2) 交通ネットワークの整備方針

- 骨格となる道路の適正配置
- 公共交通の充実・補完
 - ▶ 広域幹線道路ネットワークの形成
 - ▶ 幹線道路ネットワークの形成
 - ▶ 生活道路等の整備
 - ▶ 公共交通の充実・補完

(3) 生活インフラの整備方針

- 下水道（污水）整備は、地域特性に応じた手法によりシビルミニマムとして全町の普及推進
- 県営住宅・町営住宅は、世帯数減少のトレンドを踏まえながら建替統廃合や長寿命化対策を推進 など
 - ▶ 需給バランスに応じた下水道の環境整備
 - ▶ 適正な住宅ストックの形成



庁内のバス路線網

IV. まちづくりの方針 — 4. 活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針

【本編該当箇所】 p. 88～92

● 基本的な考え方 ➢ 都市づくりの基本方針

(1) 活力を生み出す市街地整備方針

① 良好な中心市街地整備

- 筆の里工房から役場庁舎周辺の近隣商業地域を含む約75haの範囲を中心市街地と位置づける。
(熊野町中心市街地活性化基本計画区域)

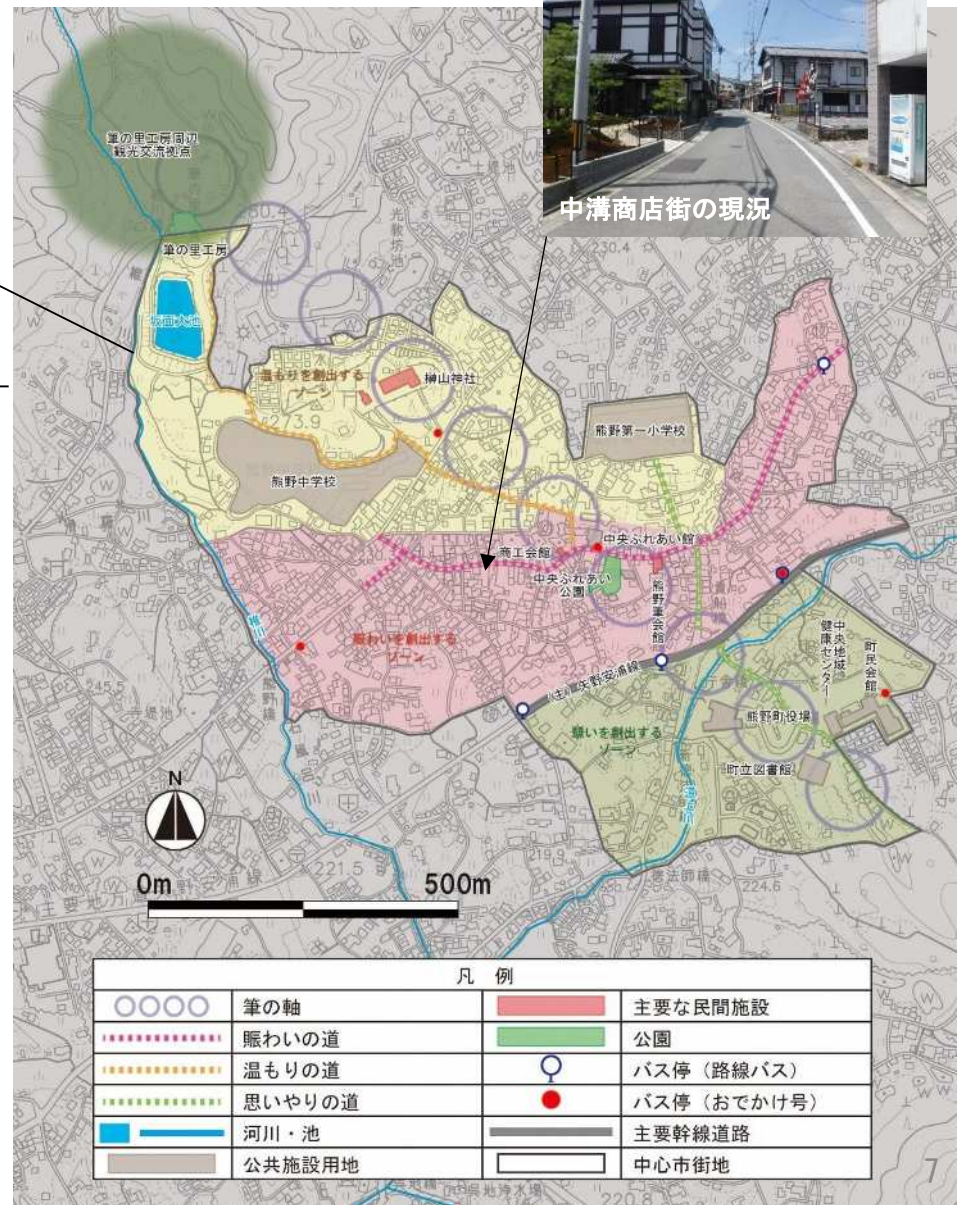
● 町の顔として活力を生み出す中心市街地の再生・再構築を図る。

- 「筆の軸」を活かした官民連携のまちづくり
 - 筆の軸を活かした熊野町らしさのあるまちなみ形成
 - 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

② 幹線道路整備に合わせた市街地整備

- 広域幹線道路整備に合わせた沿道の計画的な市街地誘導を推進し、交流人口の増加等による沿道の賑わい創出を図る。
 - 玄関口となる交差点空間整備
 - 広域幹線道路沿道への市街地誘導

■ 中心市街地の方針図



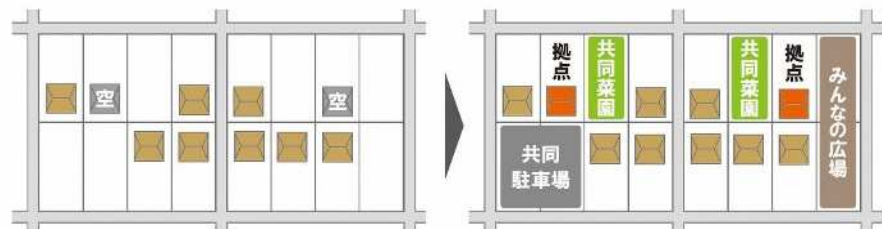
● 基本的な考え方 ▶ 都市づくりの基本方針

③ ゆとりある居住環境の創出

- 団地の高齢化や空洞化対策のため、住まいに対するニーズに応じた多様な住まい選びが可能となる環境づくりを推進する。
- 高齢者、障がい者が住みやすい住宅づくりを進めるため、バリアフリー化に向けた各種制度の普及・活用、相談の充実に努める。

▶ 地域によるゆとりある団地地区への改良推進

■ ゆとりある団地地区への改良イメージ



④ 空き家・低未利用地の有効活用

- 町内の空き家・低未利用地の増加を踏まえ、各々の立地特性に応じた対策を図る。
- 空き家対策推進計画の策定を検討する。
 - ▶ 中古住宅の利活用による移住・住み替え促進
 - ▶ リノベーションまちづくりの推進

(2) 魅力あふれる景観形成の方針

- 多様な景観資源を下図のように類型化し、以下の観点から景観形成を図る。

【視点と見え方による類型】

- ・ 眺望型景観 / ・ 環境型景観



【地域や地区の性格による類型】

- ・ 自然地域景観
 - ・ 自然緑地景観 / ・ 田園集落景観
- ・ 都市軸景観
 - ・ 河川軸景観 / ・ 道路軸景観
- ・ 市街地景観
 - ・ 住宅地景観 / ・ 商業地景観
- ・ 特徴的な地区景観
 - ・ 歴史文化景観 / ・ 公園緑地景観

- ▶ 目印をつくる (まちや地区のシンボル・ランドマークづくり)
- ▶ まちの軸をつくる (生活軸を中心とした景観づくり)
- ▶ まちの核をつくる (中心市街地一筆の里工房周辺の景観づくり)
- ▶ 地域の広がりをつくる (特色のある住宅地等の景観づくり)

● 基本的な考え方 ▶ 都市づくりの基本方針

(1) 自然環境の保全の方針

- 多様な生物が住める、山・川が一体となった自然環境の保全と回復
- 市街地を取り囲む緑地構造の保全と整備
- 身近な生活環境の中での緑の保全と創出

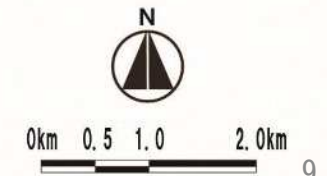
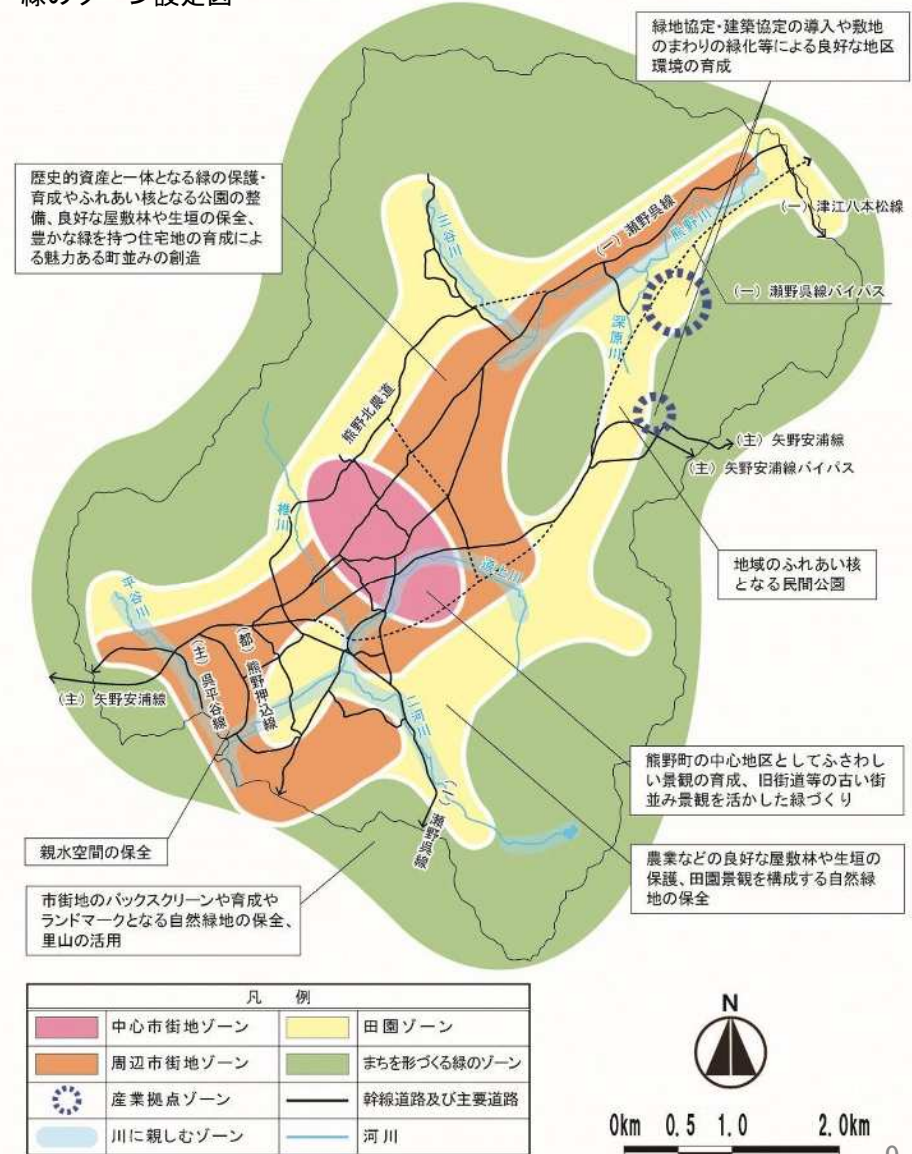
▶ ゾーン別の緑豊かな自然環境の保全・育成

- 住環境保全ゾーン/住工芸共生ゾーン
 - ・ 中心市街地ゾーン
 - ・ 周辺市街地ゾーン
 - ・ 産業拠点ゾーン
- 水辺周辺部（川に親しむゾーン）
- 田園集落ゾーン
- 山並みゾーン

(2) 公園・緑地の整備・活用方針

- 公園や都市緑地、二河川・熊野川等、熊野らしさを織りなす水と緑を今後とも守り・活かす。
- 水と緑の連続性を確保しながら、町民の暮らしに潤いをもたらすため、積極的な活用を図る。
 - ▶ 身近な公園の確保と適切な維持管理
 - ▶ 緑の核の構築
 - ▶ まちを巡る緑の軸の設定

■ 地域の特性を方向づける緑のゾーン設定図



● 基本的な考え方 ▶ 都市づくりの基本方針

(3) 都市環境形成の方針

- 関係機関の協力や広域的連携を強化しながら、生産から流通、消費、廃棄といった資源消費型の一方通行的な構造から、再資源化・再利用などの資源循環型への転換を図る。

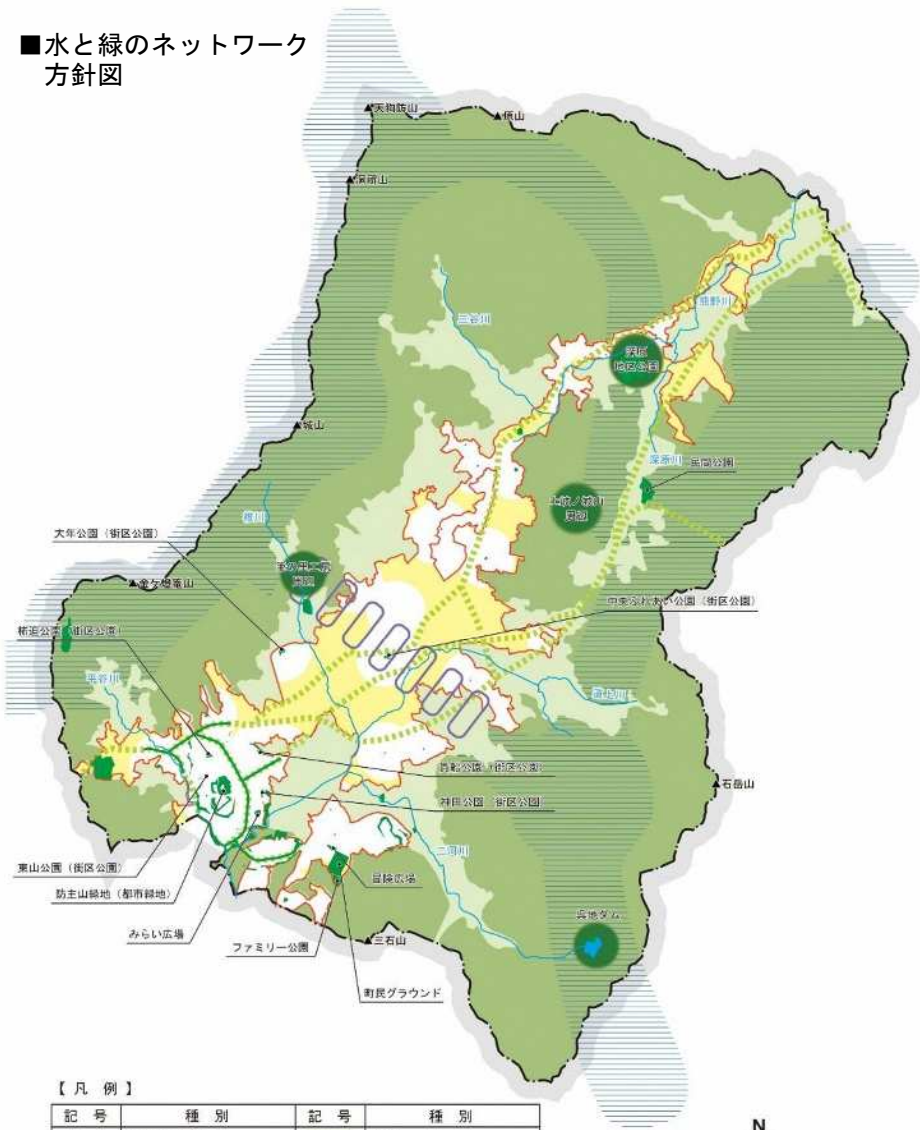
- ▶ 環境保全に関するガイドラインの策定
- ▶ リサイクル社会の構築

(4) 農地の保全・活用の方針

- 都市農地が有する農産物の供給機能、防災機能、良好な景観形成などの多面的な機能を適切かつ十分に発揮させることを通じて、良好な都市環境の形成を図る。

- ▶ 都市農地の保全
- ▶ 都市農業の推進

■ 水と緑のネットワーク
方針図



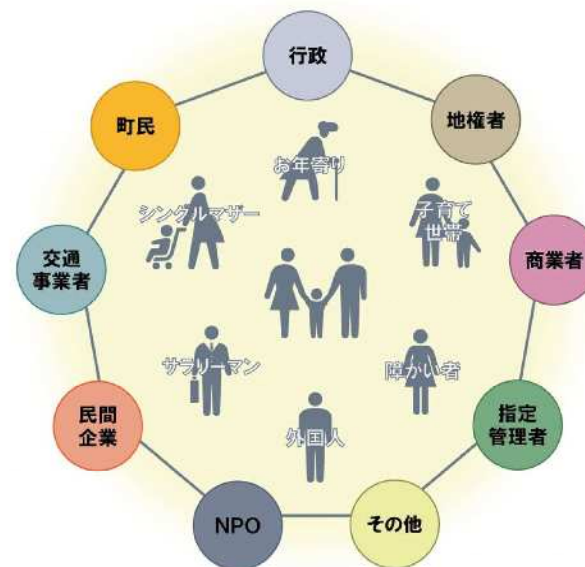
【凡例】

記号	種別	記号	種別
	緑の生活軸		農地
	既存の街路緑化		自然緑地
	主要な公園・緑地		環境軸(山系)
	住区基幹公園整備地区 (250m圏内に不足)		河川・ダム・池
	筆の軸		市街化区域
			都市計画区域

- 基本的な考え方 ▶ 都市づくりの基本方針

(1) 継続的な都市づくり

- 道路・河川・公園等の維持管理・活用について、地域住民による自由な発想に基づく活用やきめ細かな維持管理を可能とする体制構築を図る。
- 住民・事業者・行政などが連携・協働したエリアマネジメントの活用
 - ▶ 公共空間の質の向上と維持管理体制の構築
 - ▶ エリアマネジメントの推進



(2) 町民主体のまちづくりの推進

- 町民等への支援策、町民のまちづくりへの参画意識の喚起、まちづくりの場づくり、住民主体による提案制度を活用した地区計画の推進について検討する。
 - ▶ 町民等への支援策
 - ▶ 町民のまちづくりへの参画意識の喚起
 - ▶ まちづくりの場づくり
 - ▶ 住民主体による提案制度の活用

■ 多様な主体の協働によるまちづくりのイメージ

